

平成 25 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 6 月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 2 0 |

平成 2 5 年 6 月 1 9 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

平成25年6月19日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時54分開議（実時間 99分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第67号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第73号・八代市子ども・子育て会議設置条例の制定について
1. 議案第78号・八代市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例の制定について
1. 請願第2号・年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（公立保育所民営化等の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	松永純一君
副委員長	西濱和博君
委員	上村哲三君
委員	庄野末藏君
委員	飛石順子君
委員	福嶋安徳君
委員	前垣信三君
委員	矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	北岡博君
教育部次長	増住眞也君
教育部首席審議員兼 学校教育課長	塚副徹君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	上田淑哉君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	堀泰彦君
健康福祉部理事兼 生活援護課長	小薮正君
国保ねんきん課長	中村伸也君
こども未来課長	松村浩君
総務部	
人財育成課長	中勇二君

○記録担当書記

小川孝浩君

（午前10時00分 開会）

○委員長（松永純一君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（松永純一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、教育部から、歳出の第9款・教育費について、説明願います。

○教育部長（北岡博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。

議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号でございますが、第9款・教育費の補正額1億4417万1000円のうち、教育委員会関係分として総額1億4227万1000円をお願いいたしております。その詳細な内容につきましては、増住教育部次長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしくをお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長（松永純一君） はい、どうぞ。

○教育部次長（増住眞也君） 予算書の7ページをお開きをお願いいたします。歳出の第9款・教育費に1億4417万1000円を追加し、補正後の予算額を47億855万8000円とするお願いでございます。なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は1億4227万1000円、残りの190万円につきましては市民協働部の所管となります。

それでは、歳出の内容について説明いたします。13ページのほうをお開きをお願いいたします。

下の表になります。款9・教育費、項2・小学校費、目2・教育振興費でございます。補正額が20万円。特定財源の15万円は県の補助金でございます。これは、県の各種研究指定校事業に、今年度、小学校では2校指定されております。これらの指定に伴い補正をお願いする

ものでございます。

1つ目は、生きる力を育む研究指定校事業の中で、八竜小学校が今年度から2カ年間学力充実研究推進校に指定されております。

もう一つは、熊本県歯・口の健康づくり推進事業のフッ化物洗口推進モデル校に金剛小学校の弥次分校が指定されております。これは、熊本県内の児童生徒の虫歯保有率が全国的に高い状態にございますので、今年度から県がフッ化物洗口の推進モデル校を指定しまして、改善に取り組むこととなりまして、市内では弥次分校が選定された次第でございます。

節区分の8・報償費及び9・旅費については、研修会講師の招聘や先進地視察に係る経費、それから、11・需用費、12・役務費及び13の委託料につきましては、事務費やアンケートに伴う経費などでございます。

14ページをお願いいたします。

項3・中学校費、目2・教育振興費でございます。補正額が20万円。財源については全額県の委託金となっております。これは、県が独自に作成しております道徳教育用郷土資料の熊本の心を活用して、道徳教育の充実を図ろうとする事業でございます。今年度、東陽中学校が推進校に指定されております。

節区分の8・報償費及び9・旅費については、研修会講師の招聘と、道徳教育の指導者養成研修に係る経費、11・需用費については印刷製本費等の事務費でございます。

次に、目3・学校建設費ですが、補正額3937万1000円は、第四中学校体育館の改築に伴い、正門横のJA倉庫の跡地、面積で1423.35平方メートル、坪数にしますと約430坪程度になります、——を取得するための用地購入費及び契約に伴う印紙代、旅費等でございます。これは、JA倉庫の解体見込みがことしの8月ごろであること、また、JAやつしろや他の地権者との合意が調ったことに伴い、

予算化をお願いするものでございます。なお、特定財源の地方債につきましては、用地購入費の95%に当たります3730万円について合併特例債を活用する予定でございます。

次に、項7・社会教育費、目2・公民館費でございます。補正額が250万円、財源については全額、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金でございます。御存じのように、自治総合センターのコミュニティ助成につきましては、宝くじの収益を財源として、社会貢献広報事業ということで、地域のコミュニティー活動を支援するものでございます。今回、豊原中町町内会の屋外放送設備が老朽化していることから、設備の更新に伴う経費について、昨年末に自治総合センターへ助成の申請を行っていたところ、本年4月にその助成が決定されたことに伴い、補正をお願いするものでございます。

整備の内容でございますが、屋外拡声装置を3カ所設置し、豊原中町公民館内の放送卓から無線放送ができるようにするものでございます。総事業費は268万2000円に対して、補助の上限である250万円を助成するものでございます。

次に、目4・図書館費でございます。補正額が1億円、財源については全額一般財源となります。これは、昨年7月に図書館本館の2階の外壁の一部が剝離落下したことに伴い、昨年の9月補正で御承認いただきました建物全体の壁面調査及び改修の実施設計がこの3月に終了したことを受け、改修工事費の予算化をお願いするものでございます。

改修工事の内容でございますが、浮いているタイルにピン打ちや接着剤を注入した後、全面を特殊ネット及びピンで補強する耐震ピンネット工法による改修を行います。工期につきましては、ことし10月から来年3月までの6カ月間を予定しているところでございます。

以上が、教育部が所管いたします補正のお願いでございます。なお、残りの文化財保護費及び社会体育施設費については、市民協働部の所管でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（上村哲三君） はい。よかですか。何もなければ。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 歯・口の健康づくり推進事業のフッ化物洗口の問題ですが、先日もマスメディアでやってたんだけど、このフッ素の子供の体に与える影響というのが、まだ長期のスパンで確認をされていないとか、海外では何かいろんな検証事例で体に害を及ぼすとか、そういう話がこの間も、ちょっと見たんだけど、その点についてはどのような考えで進めていくのか。また、このフッ化物洗口が虫歯を本当にね、抑止する働きがあるのかということも含めてね、そういう話が上がったと思うんですが、ここのところはどのような判断で進められますか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは失礼いたします。

まず1点目、フッ素洗口液の害についてですが、けれども、週1回のフッ素洗口に用いるのは低濃度のフッ化物で、適正濃度であれば安全です。フッ素は自然界、地殻、海水とか河川やいろいろな食べ物にも含まれており、虫歯予防に用いられるフッ素の溶液は、お茶や紅茶に含まれているフッ素と同じものです。フッ素の安全性は科学的に証明されており、フッ化物応用を

WHO・世界保健機構や多くの専門機関が推奨しています。1回分の洗口液10ミリリットルを誤って飲み込んでも体への影響はありません。例えば体重30キログラムの児童が週に1回フッ化物洗口をしている場合は、一度に6人から7人以上飲まない限り、急性中毒の心配はないということでした。

それから、フッ化物洗口の効果につきまして、幼児期から中学校卒業までフッ化物洗口を継続してきた生徒は、フッ化物洗口を経験していない生徒と比べると、永久歯の1人平均の虫歯本数は半分以下というデータが示されております。

本市教育委員会としましては、これまでもブラッシング指導を推進してまいりました。しかし、八代市においては、12歳児の1人平均虫歯本数が全国平均よりも多いことから、虫歯予防に大きな効果のあるフッ化物洗口が、各学校、幼稚園で実施できないか検討しているところで、今後、学校で実施していくと確定しているわけではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今の話、理解できぬことはなかっただけだね、今のちょうど30ぐらいの人たちですね、この人たちは保育園時代からずっとこのフッ化物洗口をやってきているんですね。以前は、歯が真っ黒になるような感じの形を、私の子供も含めてやってくるからそう知ってるんだけど、今の話聞いとると、お茶あたりに含まれるのとそう濃度が変わらないということであればですよ、逆に、これが特定財源になってね、市の持ち出しでないということだけで考えてみればですよ、じゃ、お茶に含まれている濃度とそう変わらない分であればね、地元産の有名なお茶もあるわけだから、お茶を飲むね、事業に転換したりとか、そうい

う形のほうが何となく自然の中でね、抑止ができていくんじゃないかなという気もします。熊本県の場合には虫歯の本数が多いということだね、これも長期のデータでわかってきたことだろうからですね、県が取り組んでいくのはわかるんですけどね、やはりある意味ですすよ、悪い言い方をすれば、人体実験的みたいなね、そういうふうなニュアンスもとれないでもないもんだからですね。だったら、もっと自然界にあるものであれば、お茶やほかの形をね、園や学校で給食あたりとか休み時間での水分補給にもね、そういう面に切りかえていくとか、そういう方法もあるのではないかなというようなことも検討していただきたいなと、これは希望でいいんですが。はい。

ですから、差し当たってこういう形をやってみるということであれば、恐らくこの虫歯が出る出ないも、何年もかかってまた調べんまんだろうからですね。そういうところをなるべく早くフィードバックができるような形をお願いしたいというふうに思います、はい。いいです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、第9款・教育費については終了いたします。

執行部入れかえのために小会します。

（午前10時14分 小会）

（午前10時15分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

それでは、引き続き健康福祉部から歳出の第3款・民生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部でございます。大変お世話になります。

議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号中、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費につきまして、堀次長より説明させていただきますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。座らせていただき、説明を続けさせていただきます。

それでは、議案第61号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号のうち、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費につきまして御説明いたします。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

歳出の款の3・民生費、項の3・生活保護費に176万4000円を追加し、補正後の予算額は29億1883万6000円となっております。民生費総額では、その上の欄となりますが、198億6930万7000円でございます。

次に、補正予算書の、――飛びますが、11ページをお願いいたします。歳出の表の下のほうの表となります。

歳出の款の3・民生費、項の3・生活保護費、目の1・生活保護総務費に176万400

0円を追加いたしております。補正後の予算額が1億5973万5000円となっております。財源としましては、国県支出金の平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金10分の10の補助を予定しております。

節の13・委託料176万4000円は、国が平成25年8月から予定しております生活保護基準の見直しに伴いまして、現行運用しております総合福祉電算システム、すなわち生活保護システムを改修するための委託料でございます。

今回の生活保護の見直しにつきましては、新聞などにおきまして御存じかと存じますが、国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえまして、年齢、世帯人員、地域差における影響などを調整いたしまして、物価の動向を勘案する方向にて適正化を図ることとなりました。

また、今後も毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、基準額を改定していく予定とのことで、今後、基準額が改定される場合にも電算システムが対応できますよう、今回のシステム改修では留意することとなっております。

以上、今回の健康福祉部関係の一般会計補正予算につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 今回のこのシステム改修におけるですね、本市での生活保護世帯へのですね、影響額は総枠でどれぐらいというふうに予測されますか。また、それが、段階がいろいろあって状況がいろいろあるだろうからですが、世帯割にして大体どれぐらいの平均の増減

があるのか、そのところをわかる範囲内
いからです。

○委員長（松永純一君） はい、小薮課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小薮 正君） はい。生活援護課の小薮です。よろしく
お願いします。

八代市の現在、保護世帯は、5月末現在で1
308世帯、5月中人員としまして1712名
という数字であります。また、世帯によりまし
てこれは増減することもあります。例えば7
0代以上の単身であれば月額180円の減、6
0代の単身であれば340円の増、70代以上
の夫婦であれば610円の減、60代の夫婦で
あれば140円の増、40から59歳の単身で
あれば100円の減、20代から40代の単身
世帯であれば880円の減、ほか、夫婦と子供
1人——30代・20代の夫婦と子供4歳であ
れば月額2540円の減というように、増減い
ろいろありますけれども、これは、このほかに
も働いている場合による基礎控除の額の変動と
かございますので、あくまで推計でございます
けれども、八代市全体月額で世帯数から推計し
ますと、月40万円程度の減額になるのではな
いかと考えております。

以上です。

○委員長（松永純一君） いいですね、はい。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ質疑を終了
します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、第3款・民
生費については終了し、これより採決いたしま
す。

議案第61号・平成25年度八代市一般会計
補正予算・第2号中、当委員会関係分につい
て、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求

めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「ありが
とうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第67号・専決処分の報告及びその承認
について（八代市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例）

○委員長（松永純一君） 次に、事件議案の審
査に入ります。

議案第67号・八代市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例に係る専決処分の報告及び
その承認についてを議題とし、説明を求めま
す。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉
部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第67号・専決処分
の報告及びその承認についてであります。八
代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
につきまして、国保ねんきん課中村課長より報
告させていただきますので、御承認よろしくお
願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、中村国保ねん
きん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。お
はようございます。（「おはようございます」
と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よ
ろしくお願いします。着席の上、説明させてい
ただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。よ
ろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第67号・専決処分の報告及びその承認
についてでございます。提案理由といたしまし

ては、専決処分した事件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものでございます。

次の26ページに、3月30日付で専決いたしました専決第5号・専決処分書を記載しております。

次の27ページから28ページに、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の条文を記載しておりますけれども、改正の内容につきましてはお手元に配付してあるかと思っておりますけれども、議案第67号資料と書いてございませう資料で御説明したいと思っております。A4の右肩に議案第67号資料と書いてございませう資料…

○委員（前垣信三君） 前に配付してあるんですか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、別に、はい。

○委員（飛石順子君） ボックスの中に。

○委員（上村哲三君） けさ配付してある、けさ。机の上に乗っとったやつ。

○委員（福嶋安徳君） これには入っとらぬ。

○委員（矢本善彦君） 引き出しの中に、これかい。

○委員（上村哲三君） あ、違う、これはあれに入っとったやつだな。

○委員（矢本善彦君） セットで入れてあった。

○委員長（松永純一君） 小会します。
(午前10時24分 小会)

(午前10時25分 本会)

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。
説明をお願いします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 議案第67号資料に基づいて御説明いたします。

まず、改正の概要でございませうが、改正の理

由といたしまして、関係します地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されまして、4月1日施行となりますことから、八代市国民健康保険税条例におきましても必要な改正を行い、3月30日付で専決したものでございませう。

次に、改正内容の主なものでございませうけれども、1点目に国保税の軽減対象の基準額を算定する際、5年間特例措置がございませうけれども、今回の改正で期限を区切らない恒久措置となっております。

2点目に、特定世帯に係る国保税の軽減措置の延長につきまして、新たに特定継続世帯として3年間延長するなどの改正でございませう。これまで、現行では、中ほどの図にございませうように、特定世帯につきましては世帯別平等割を5年間にございまして2分の1軽減するという特例がございませうけれども、今回、新たに特定世帯と同じ状態にある世帯につきましては、特定継続世帯として区分いたしまして、軽減割合を4分の1にし、3年間延長するものでございませう。

なお、施行期日は25年4月1日からとなっております。

次に、2. 改正による減額等で具体的な課税額及び減額する額を表にいたしておりますけれども、網かけ部分が今回新たに追加いたしました特定継続世帯に係ります課税額及び減額する額となっております。

次の2ページからは、改正条例の新旧対照表を記載しておりますけれども、左側の部分が改正分で、アンダーライン部分が改正箇所となっております。

以上、御報告いたします。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませうか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福島委員。

○委員（福島安徳君） はい。この減額措置、この現行措置の今の2分の1の減額がありますね。その額をもとにしてそのまま今度は改正措置というのが3分の1……（国保ねんきん課長中村伸也君「4分の1」と呼ぶ）ああ、4分の1か。（国保ねんきん課長中村伸也君「はい。で、2分の1が——」と呼ぶ）

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 済みません、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、済みません。現行は、特定世帯につきましては、世帯別平等割が2分の1、5年間軽減することになっておりますけれども、激変緩和の意味から、さらに2分の1の2分の1ということで4分の1、もとの額から見ますと4分の1、3年間について軽減するという内容でございます。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福島委員。

○委員（福島安徳君） これは、その2分の1のあれに合算されていくという、そういう意味合いでいいですかね。今の特定世帯の半分、4分の1として、2分の1のそれをまた4分の1さらにやるという考えですかね。そこんところがちょっと難しかですから。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） まず、表のほうでちょっと御説明いたします。

例えば①の課税額、左側に基礎課税分というのがございますけれども、網かけ部分の特定継続世帯1万4400円となっておりますけれども、その継続対象世帯でない場合は1万9200円となりますけれども、特定世帯は2分の1、特定継続世帯は1万9200円の4分の1

軽減した額1万4400円が課税額となります。（委員福島安徳君「課税額」と呼ぶ）課税額です。そすと、右側の②、③、④とございますけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがございますけど、3月に条例の改正、御承認いただきましたけれども、②、③、④が通常の7割、5割、2割で、⑤のほうは3月に御承認いただいた0.5割加算分でございます。①番の課税額から②の7割軽減であれば、1万飛び飛び80円を減額する額となります。特定継続世帯であればですね。課税額が1万4400円で、7割軽減世帯であれば1万飛び飛び80円を軽減する額となります。（「軽減額」と呼ぶ者あり）はい。①番は課税額で、②、③、④が軽減額で、⑤につきましては通常の7割、5割、2割にさらに上乗せして軽減する額となります。

○委員（福島安徳君） はいはい、わかりました。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第67号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第73号・八代市子ども・子育て会議設置条例の制定について

○委員長（松永純一君） 続いて、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第73号・八代市子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続いて、議案第73号・八代市子ども・子育て会議設置条例の制定について、こども未来課松村課長より説明させていただきますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、松村でございます。よろしく願いいたします。それでは、座りまして御説明させていただきます。

議案第73号・八代市子ども・子育て会議設置条例の制定について御説明します。

議案書は49ページになります。

まず、条例の説明に入ります前に、今回の条例制定の前提となりました子ども・子育て関連3法につきまして、簡単ではございますが、お配りしております資料のほうで説明をさせていただきますと思います。資料のほうはお手元にありますでしょうか。この資料でございます。（健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「ありますか。ありますでしょうか」と呼ぶ）はい、それでは、資料のほうの1ページをごらんいただきたいと思います。

皆様既に御案内のとおり、社会保障と税の一体改革の一環としまして、子ども・子育て関連3法が昨年の8月に成立をしたところでございます。この法律は、待機児童の解消や本格的な人口減少社会が到来したことを踏まえ、3法の趣旨に書いてありますように、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としたものでございます。

具体的には、主なポイントに書いてありますように、1つは、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、いわゆる施設型給付と、小規模保育等への給付、いわゆる地域型保直給付といった新たな給付制度の創設でございます。

2つ目は、認定こども園制度の改善でございます。この法律の制定前に検討されておりました総合こども園と大きく変わりましたところは、2番目の黒ポチにありますように、既存の幼稚園や保育所からのこども園への移行は、今回、義務づけがなくなったところでございます。

3つ目は、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実というふうになってるところでございます。

2ページのほうをごらんいただきたいと思います。幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みといたしまして、最初の丸でございますが、まず、市町村が実施主体となり、地域ニーズに基づき、子ども・子育てに関する新たな計画策定と、それに基づいた給付と事業の実施を規定しており、国・県は市町村を支える仕組みとなっております。

次に、この法律の施行に当たっての費用負担でございますが、消費税率の引き上げによる恒久財源の確保が前提となっております。また、

国の推進体制としまして、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、特に文部科学省や厚生労働省といった現在ばらばらな推進体制を統一して実施することとなっております。

最後の白丸のところは、国におきましては、有識者や事業主代表などの子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして子ども・子育て会議を既に設置したところでございます。また、市町村におきまして、法における事務を処理するために、合議制機関として地方版子ども・子育て会議の設置努力義務が求められているところです。これを受けまして、今回、子ども・子育て会議設置条例を提案させていただいたものでございます。

次に、3ページをごらんいただきますと、新たな子ども・子育て支援の全体的イメージを参考までにおつけしております。この関連3法の本格施行が予定されております平成27年度に向けまして、これから約2年間で御提案しております八代市子ども・子育て会議を中心に、地域のニーズに基づいた子ども・子育て支援事業計画の策定と、それに基づきます子供のための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の実施準備を行うものでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。条例の内容につきまして御説明をいたします。

議案書の50ページでございます。

第1条は、設置でございます。設置の根拠は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づくものといたしております。

また、第2条では、子育て会議で行う所掌事務を規定しており、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとしているところです。

この第1条と第2条にあります法77条の内容につきましては、先ほどの資料の4ページを

ごらんいただきたいと思います。

資料の4ページには、市町村等における合議制の機関ということを決めてありまして、第77条の1項には、市町村等における合議制の機関を規定してあり、市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとするとなっております。また、合議制の機関で処理する事務としまして、その次の1号から4号までを掲げてありまして、その第1号では、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関することとなっております。この特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所の3つを言っております。

第2号は、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関することとなっております。この特定地域型保育事業といいますのは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つを言っているものでございます。

次に、第3号では、市町村子ども・子育て支援事業計画に関することということで、その策定または変更に関する事務を言っております。

第4号は、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとなっておりますことから、本条例のほうにはこちらのほうの条文を引用して規定したところでございます。

続きまして、第3条では組織を規定しており、会議の委員は15人以内としております。その委員につきましては、1号から6号に掲げる者から選ぶというふうにしてるところでございます。現時点におきましては、大学の先生や私立幼稚園、私立保育園の代表者、または子育て支援に携わっておられる方のほか、公募による子育て中の保護者の方などを予定しているところでございます。

第4条の第1項では、委員の任期は2年と

し、補欠の任期は前任者の残任期間としています。

第5条は、会長、副会長の選任方法及び職務内容を定めています。

第6条は、会議の開催及び会議の方法について規定をいたしております。

次の第7条では、この庶務は、こども未来課で行うというふうにしておりますが、先ほど御説明しましたように、所掌事務の中に幼稚園の検討も含まれておりますことから、特に教育委員会とも連携を密にとって進めるように既に協議を行っているところでございます。

第8条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めることとしております。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、本市におきましては、安心して子育てできるまちづくりを目指す観点からも、子ども・子育て支援法にありますように、新たな合議制機関として地方版子ども・子育て会議を設置することが必要であり、その位置づけも附属機関とすることが適当であると考え、今回、条例を制定することとしたところでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。大事なこの子供さん、子育てという形でいろいろ条例が改正されてきているわけですが、ここについては、内容的にはもう申すべきことはないんですけれども、この中で、保護者がいろんな病気にかかって保護体制ができないとか、子供が、——保育児童ですたいね、そういう方々が病気、いろんな、インフルエンザ、そういった病気を

して回復基調にある、そのために預かる施設と
いうのか、そういった関連した状況を、今のこの対応できる条例ちゅうのはどこの部分になりますか。そういったところがありますか、今。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 先ほど申しました、今回、子ども・子育て支援事業計画というのをつくりますけども、この計画の中に、基本的には、子育てをするためのいろんな施策、事業を今回、市町村で計画の中に上げなさいというふうになっております。ですので、今、議員が申されましたように、いろんな、現在、子供さんをお持ちの方の親の方のニーズがあると思いますが、そのニーズをまず調査をした上で、それぞれの自治体に合った事業を今回定めなさいというふうになっております。

ただいま申されました事業につきましては、子供さんが病気のときは、現在、病児・病後児保育事業ということで当市でもやっておりますが、果たして現状を分析した上で現在の箇所数でいいのかどうかというのも今回検証した上で、新たな計画の中では、どこに、3カ所必要だとかですね、そういった需要を把握した上で、計画策定をするというところで、現在ある事業の検証、または新たに必要とされる事業の検証もあわせて行うというふうなのがこの計画、今回のこの3法の中に当然全部含まれてるというところで御解釈、御理解されて結構でございます。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） じゃ、総合的な計画の中でそれが盛り込まれておるという判断でよろしいですかね。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。

○委員（福嶋安徳君） そういう中に、今度は

保護者が、今のそういった病気とか、長期間どこかに行かれて滞在するその期間、子供を管理できないその状況にあるときそういったところの該当する場面ちゅうとはやっぱり3法の中ですかね。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。一応そういった保護者がいない場合の子供の看護とかというの、全て、今回のこの法律の中に入って、その施策の中の一つということで検討を行うという形になってまいります。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） それでは、施設については、保育所を対象にできない場合、乳児院とか養護施設とか、そういったところの今の施設を利用するという、そういう考えになりますかね。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 基本的に看護する者がいない場合は、養護施設ということで、今、おっしゃいました乳児院であるとか、ナザレ園みたいな、何だっけ、——（「児童養護施設」と呼ぶ者あり）児童養護施設に長期間預けるという形になりますが、一時的に保護者の方が子供を看護できないという場合には、現在当市では、ショートステイということで、基本的には、原則7日以内の宿泊を伴う預かり事業とかがありますので、そういった事業につきましても、当然、今度の計画の中では検討していくという形になりますので、実際、保護者の方が、実際、子供さんを育てていく上でどういったのに困ってらっしゃるか、どういったのを必要とされてるかというのをまずは把握した上

で、それに見合った事業の展開を進めていく必要があるんじゃないかというところで、今回、この計画を再度つくり上げるというふうに御理解いただいていいと思います。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい。福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） わかりました。いろいろそういったところも含めて今後のこの計画をつくっていただければと思います。はい。

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

上村委員。

○委員（上村哲三君） これは、公立私立含めた上での事業ですよな。（「公立私立で、保育……」と呼ぶ者あり）ちょっと書いてあつとよね。（「公立私立」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 私立のみ。

○委員（上村哲三君） も含めた形のやつだって言われた。

○こども未来課長（松村 浩君） 市全体の計画案で。

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はいはい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。公立私立といいますのは、現在で言えば保育園がございますけども、その私立も含めたところでの計画をつくるのかということですが、そのとおりでございます。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） そうなるとですよ、このね、いろんな、その主なポイントというのも見えていくとたい、私立保育園あたりのね管理監督までこの中に入ってしまうような形に見受けられるんだけど、それはないですか。運営に関しての。例えばほら、定数一つにしてもですね、今、八代の状態がマイナスの地域もあれば

プラスの地域もあると。で、ある保育園には集中して希望者があるけど入れないと。それは、保育士さんの数の問題もあろう、いろんな問題もあろうということであるんだけど、そういうことに関しても、定数の是正の問題とかそういうことまで含めてこの会議の中である程度の話もされていって、計画がまとまっていくということであるんですかね。どういうふうに、実質、そういうところを理解したらいいのかな、この法律により。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） 松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。今、議員がおっしゃっていらっしゃいますのは、77条の第1項にありました第1号関係で、定員に関することとかという項目があるというところからの御指摘だというふうに思いますけども、一応この詳細についてがまだはっきり出ていないんですけども、議員おっしゃるように、個々の保育園に対しての定員に関してを、その会議の場で決めるのか。基本的に、私、そう思っていないんですけど。要は、八代市の子供に対して、八代市全体の定員としてどれだけの必要なんだというのを皆さんで議論していただくと。ということが前提なんじゃないかというふうに思っております。

今、この内容につきましては、国のほうが、先ほど子ども・子育て会議をつくりましたと言いましたけど、今、第1回の会議が終わったところでございまして、今後、2回目、3回目ということで、今、ここで、この法律で決められた部分の詳細部分を今、順次、つくっている最中でございまして、そちらのほうが出てきますと全体が見えると思いますが、個々の保育園までの関与というのは、基本的には先ほどの定員の部分、現在も保育園からの申請で県がそれを認可するという形になっています。そのシステ

ムは基本的にはまだ変わりません。今回のこの法律の中ではそこまではしてないところになります。ただ、大きく変わるのは、先ほどの認定こども園の部分につきまして、現在は文部科学省と厚生労働省がそれぞれを認可してるのが1カ所にあるというのが認定こども園なんですけども、これを今回は認定こども園法上での認定ということで、それぞれの認定は要らない、1つの法律で認定しましょう、また、1つの法律でその施設の基準を決めましょうということので大きく変えるというところですので、今までの保育所の部分、幼稚園の部分というのが基本的には変わらないというふうにお考えいただいていいです。今回のこの法律とは関係ない部分ということで捉えていいと。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） わかる部分とわからぬ部分があるとだけど、何のために意味があるのかちゅう部分もあるんだけどね。都市部においては待機児童解消という、これは十分わかりますね。地域によっては児童数の減少にある。子供の数が減少しているから、それに対処するためのというようなことなんだけど、そうなった中で、保護者のニーズというものを強く捉えてというふうなことになっているでしょう。だったら、先ほど私が言った保育所のニーズというのがそこにあれば、総体的に八代市がそういう施設の数とかね、定員数とかいうのをね、議論してもね、恐らく待機児童数が減るというふうには、私は、進んでいかないというふうに思ってしまうんですね、そういう意味じゃ。保護者のニーズというのが、今、すごく強いと。意見として。そういう場合にはどうするのかというので、僕は今の定員の話をしたわけですよ。ところが、定員の話自体はこの中では決められないと。やっぱり今の流れと一緒に、県の認可の中でやっていくんだというようなことでしょ

う、ね。だったら、あんまりそんな地方にうまくいくような話ではないような気がするんだけど、どうですか、そこのところ。実質的に、そういうふうにも何もかもこの中でやっていけるというメリットというのがどれだけ大きく見えてくるかというのをね、ちょっと教えてくれませんか、そこを。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。私もこれ、まだ完璧にあれなんです、明確な答えになるかどうか分かりませんが、これ、基本的には待機児童解消というのが大きな、もともとはそちらから始まってきてるところでございまして、要は、八代市で言えば、八代市の、要は保育園の定員、どれだけあればいいんだと。多いのですか、少ないんですかということを検証しなさいというのが一つありますですよ。そういった場合に、待機児童が多いということは、希望されていらっしゃる方が多くて定員が少ないということなんで、なら、その都市は定員をどこまで上げますかってなると、上げるためには何か施策を打たないかぬという話になりますですね。保育園をつくるのか。それとも、今ある保育園の定員をふやせるのかとか、いろんな施策の方法がある。また、そういった施設ができないところは、先ほど言った小規模保育みたいな感じで何カ所かつくっちゃいましょうと。どの方法をとるのかというのを、今、やっぱしその会議の中で、八代市は今からそういった保育定員をふやさなきゃいけないというふうな目標を立てるんであれば、それに伴う施策が必要になってくるんで、その施策の計画をちゃんと立てなさいということだと思っただけです。そうしたので、逆に子供が減ってきているところについては、定員が減るとなると、逆にそういった施設をつくるという方向じゃな

くて、今度どうやっていくのという話になってくるのかなということで、その目的といいますか、この計画の使い方というか、それが若干違うんだろなというふうに、私、個人的には、今、そのように認識をしますんで、この定員を決めるというのは、市全体としての、要は、ふやしていく方向なのか、または変わらないのか、減っていくのかということによって施策の打ち方をちゃんと決めなさい。で、その決めた内容につきまして、国のほうは、その決めた内容についてはちゃんと助成をしますというある程度の約束をしていただける計画だということなことで、私、一応、理解しているところです。答えになったかどうか非常にあれですけど。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。だったらですね、今、八代市の子育て計画の中でですね、公立幼稚園また保育所、この間の民営化の話、整理統合の話、それも含めて当然この中で上がってくるんだろけど、そこんところをですね、十分踏まえぬと、本当にうまくこれはいくのかなというふうな気がするわけですよ。確かに、総枠も策定しなければいけないけど、この会議の中でそういう、特に公立と民営事業所との兼ね合いというのはね、大変大きくなってくと思うんですよ。計画をしていくときにですね。だから、八代市の子育て計画の中でのですね、公立のそういう幼稚園だ、保育所のですね、存在と、今から先の運営、それから行き道ですね。今、定員割れの状態の中でですね、その方向性をですね、十分、私立の事業者の方々ともですね、協議を深めることがこの策定の中で一番重要なことじゃないだろうかというふうに私はこう、それしか今のところメリットが見出せてない、この条例の中にですね。あとは、どっちかというと都会を中心にした話になってしま

うのかなというふうな気がして、これ今、もらってまだ3日ぐらいしかならぬのでね、見たけど、最初は意味がわからぬで、そういうふうには、どう理解していいのかわからぬだったものだから、一番、今、肝心な部分じゃなかろうかなと思って聞いたんだけど、やはりそういうところを深めていけるようなですね、この会議の体制、メンバー構成でもそうだし、そういうところをですね、しっかり深めていただければね、少しは八代市のためになるのかなというふうに、今、感じております。意見として、委員長、捉えてもらって結構です。また具体的な詳細がわかればですね、教えてください。その都度委員会に対する報告をお願いします。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかに質疑はありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。今回の関連3法の成立を受けまして、その市町村においてはこの会議、子ども・子育て会議の設置が努力義務だというような中で、八代市は率先して取り組まれるという姿勢、高く評価したいと思います。

今回、会議を設置して、そして、事業計画をつくっていかれるというプロセスの中にありまして、現行の次世代育成支援行動計画が、ちょうどスケジュールでいくと、目標年度末というタイミングにかかるかなというふうに思うところなんですけれども、その既定の計画と今回新たに取り組まれる事業計画とのかかわりについていかにお考えか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。今、

議員おっしゃいますとおりに、現在あります次世代育成支援行動計画につきましては、平成26年度までとなっております。それにかわる計画としまして、今回、新たに平成27年度からこの計画のほうに変わっていくと。

その中で、今回、新しくつくる計画につきましては、これまでの次世代育成支援行動計画の内容をしっかりと審査ですね、チェックとのかした上で新たな計画へ持っていくと。それに、現在の、申し上げましたいろんなニーズ調査を付加した上での事業を新しくつくり上げるというふうなイメージで考えております。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。次世代育成支援行動計画の前期計画と後期計画の移行の時期ですよ。私も一般質問させていただいたんで。非常に、新市合併してですね、その6市町村としての取りまとめの計画が少しお粗末だったような気がするんですよ。今回、後期計画、非常のそのことを踏まえてですね、まさしく検証してつくられたというふうに私は受けとめているんですけど、今回、これほど条例までつくって会議を設置されるわけですので、私の期待としましては、教育委員会との綿密な連携を図られるということで御説明ありましたので安心しております。ぜひぜひそのところをですね、しっかり市の組織として今回の会議設置が本当に実りあるように取り組まれることを期待したいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） はい。ちょっと確認でお聞きします。

病児・病後児保育事業に関して、何年か前、私、熊本のみるくさんに行って、ファミリーサ

ポートセンターの赤ちゃんを見る方たちが、病児・病後児のね、赤ちゃんを預かることができ、すばいいんだけどという保護者からの要望があつてということを言っていましたけど、現状はどのようになっていますか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） 松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。ファミリーサポートセンターにおけますそういった病児・病後児の子供さんの預かりですとか送迎問題、確かに一部県内の自治体でも行つてるところがございます。本市におきましても、今年度、ファミリーサポートセンターでの研修事業としまして、こういった病児・病後児さんを預かるための研修として、今までの研修をさらにグレードアップしまして、3日間の研修というのを今回始めました。

○委員（飛石順子君） 今回っていつか……

○こども未来課長（松村 浩君） 今回、ことしの5月。

○委員（飛石順子君） ことしの5月から。はい。

○こども未来課長（松村 浩君） 5月に、一応3日をワンセットとした研修を1回終えております。また、秋にもう一回を一応計画をしておりますして、今年度2回ほど開催をしまして、そういった病児・病後児が預けるようなスタッフの育成をまずしなければいけないというところで、そのスタッフの育成に、ことし、取り組んでいるところでございますので、このスタッフが取りそろいますと、一応事業の実施のほうに向けて次のステップへ進むんじゃないかというふうに考えております。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） いいですか。はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） はい、ありがとうございます。やっとスタッフ育成していただけるということで、すごく悩んでた保護者の方が多かったからですね、これはよかったなと思っております。

それと、あと1つ確認ですけれども、乳児家庭全戸訪問事業というのがこの中にありますけど、今現在は、これは行われてはいませんか。どうなんですか。済みません。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。現在、はつらつ健康課の保健センターのほうで、乳児家庭全戸訪問というのを、今、実施いたしております。保健師等によってですね。

○委員（飛石順子君） 保健師さんがね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員（飛石順子君） これはいつから行われていますか。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

いつからというのはちょっと正確に覚えてないんですけど、もうかなり長い、はい、時間にもなっています。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） テレビでも虐待の問題とか何かあつたからね、八代はこの事業に対しては、虐待はなかったんでしょうかね、今まで全然。そのあたりは。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

乳児家庭全戸訪問ですので、当然、生まれてしばらくして、その子に対して、例えば股関節の脱臼とかそういったものがないか、先天性の病気がないかというのを、家庭訪問して子供の健康を検査するというのが目的なんですけども、あるいはその家庭環境というのももちろん見るところなんですけど、その中で虐待が発見されたということは、私のほうには今聞こえてはいないんですけれどもですね。ただ、そういった虐待が疑われるようなものであれば、すぐ関係機関のほうと、あるいはこども未来課と連携してから通報して、解消に導くということは今、実施しておりますのでですね。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） わかりました。この事業が、本当、イメージとしてある程度わかってきましたけども、この15人の委員の人たちのいろんな意見がこれから出ると思うんですね。だから、その中でも特に、八代の課題なんかをちょっとピックアップしていただいて、これはもうぜひ力を入れていくとかですね、そのようにちょっと、未来ある子供たちのことですからね、この事業には本当、本腰入れて頑張っていて、計画に沿って推進していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第73号・八代市子ども・子育て会議設置条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第78号・八代市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例の制定について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第78号・八代市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長（中 勇二君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、人財育成課、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人財育成課の中でございます。よろしくお願いいたします。着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（松永純一君） はい、どうぞ。

○人財育成課長（中 勇二君） それでは、説明いたします。

追加提案をいたしておりますので、議案書その2のほうになります。少し薄い議案書。議案書その2の7ページをお願いいたします。

（「いいですよ、進めて」と呼ぶ者あり）はい、それでは、議案第78号・八代市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例の制定について、説明いたします。

次のページ、8ページに記載されております。それと、別途にですね、1枚物で右肩に議案第78号関係と書きました資料をお配りしておりますので、そちらもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、制定理由でございますが、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本年7月から来年3月まで職員の給与を減額支給する旨の条例

制定を提案しておりますが、それにあわせまして、教育委員会の教育長につきましても同様の期間給料の減額支給を行うものでございます。なお、市長、副市長、常勤の監査委員についても同様の措置をとるべく提案をいたしております。減額率は、職員の最高が7.77%でございましたので、職責等を勘案いたしまして、それを上回る10%といたしております。7月からの9カ月間ということになります。なお、期末手当につきましても、職員同様減額は見送っております。

以上、説明とさせていただきます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 先ほど説明がありましたように、たまたまこの教育長については、私たちの委員会の所管ということになるんですが、総務があしたですかね。総務の結論は待たずにここだけで教育長云々という判断をするんですか。

○委員長（松永純一君） はい。これについては議案が個別でございまして、付託案件が文教福祉委員会ですので、本日審査をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 金額的にどのくらいになっとかな。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。教育長につきましても、現行給料月額が63万9000円でございますので、6万3900円を減額しまして、57万5100円ずつの支給という……（「57万」と呼ぶ者あり）5100円。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい、済みません、もう一点。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。先ほどのことにちょっと関連するんですが、仮に文教福祉委員会がこれを採択をしたと。で、あしたの総務委員会で否決になったと。まだわかりませんよ。そうなった場合、どういう扱いになるんですかね。

○委員長（松永純一君） はい。これは議案が別ですので、それぞれの付託された委員会で審査をするということですから、きょう、この議案第78号について審査をすると。で、もしあした、別の議案として総務委員会に提案されますのはそこで審査をするということになりますので、同じような審査結果になるか、あるいは別の審査結果になるか、それはここでは判断ができませんので、委員の皆さん方には、本日のこの議案第78号について審査をお願いいたします。

○委員（上村哲三君） 委員長、小会をお願いします。

○委員長（松永純一君） はい、小会します。

（午前11時09分 小会）

（午前11時20分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行います

が、挙手しない者は反対とみなします。

議案第78号・八代市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手少数と認め、本案は否決されました。「ご審議ありがとうございます」と呼ぶ者あり

◎請願第2号・年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方について

○委員長(松永純一君) 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の請願1件です。

それでは、新規の付託となりました請願第2号・年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記(小川孝浩君) (書記、朗読)

○委員長(松永純一君) 本請願について、質疑、御意見等ありませんか。

○委員(福嶋安徳君) はい。

○委員長(松永純一君) はい、福嶋委員。

○委員(福嶋安徳君) 本当にこういったこの年金の制度、弱者に対するこういった問題については、本当に我々も判断がしにくかですけれども、国の制度が、今、本当に提案されておるといのはわかっておりますけれども、こういった方向性を示してくるのか、本当に、我々にも本当のところはわからないところがございませう。ましてや、先ほどの特定の保護世帯につい

てもですね、いろんな措置がなされつつあるように、今後の体制があるやもしれません。そういったものを考えますならば、これについて、本当の、どっちを判断したらいいのかというのがちょっと私たちも判断しかねるところもございませう。私たちじゃなくて私はですね。そういったところを踏まえて、今後の体制づくりのためにも、私たちの勉強不足かもしれませんが、継続の形で私は提案したいと。継続審議していただくような姿でですね、私は提案したいと思います。

○委員長(松永純一君) ほかにありますか。

○委員(矢本善彦君) はい。

○委員長(松永純一君) はい、矢本委員。

○委員(矢本善彦君) 今、福嶋委員が、継続となれば、今度、任期満了になればもう審議未了と一緒にしたいな。

○委員長(松永純一君) 継続審査にすることについては全く問題がありません。

○委員(矢本善彦君) 問題なか。

○委員長(松永純一君) はい。

○委員(矢本善彦君) なら、ずっと、また出し直さにかねぬの。

○委員長(松永純一君) これは書記に報告させたほうがいいと思いますけれども、私のほうからは、今回の委員会の中で継続審査にすることについては全く問題がありません。念のために書記に説明をさせます。

○委員(矢本善彦君) いや、委員長、実はね、こういう選挙の前にあったことを、いろんな陳情が来たときに、したときに、審議未了になってしまうんよね。そして、この次、また新たにださにかねぬごつなと。私が知ってる範囲はな。だから、継続ということはもう審議未了と一緒にじゃなかろうかなと、私は考えとるわけないな。

○委員長(松永純一君) いや、そうではないです。

○委員（矢本善彦君） ななか。

○委員長（松永純一君） 継続審査というのはあくまで審査を継続するわけですから。ですから、私たちの任期は9月3日までであるわけですよ。

○委員（矢本善彦君） うんうん。しかし、そこまでやろう、継続は。

○委員長（松永純一君） ですから、その間にまだ審査ができるわけですよ。

○委員（矢本善彦君） ああ、できっと。

○委員長（松永純一君） きょう継続審査にしても、また9月3日までの任期中にはいろんな審査ができるわけです。それを含めてありますので、継続審査にすることについては何ら差しさわらないということです。

○委員（矢本善彦君） ああ、そういう意味ね。

実はこれ、田中茂さんが紹介になっとなつて、いろいろ話す中でですね、確かに私も年金、今、受給者であつて、だんだんやっぱし下がっていきよる感じだしね。それと、また、14年には消費税も上がるし、15年にはまた10%になると。その中で、やはり、もう介護保険なんかも払い切らぬという方も、うちの、やっぱり知ってる人たちもおらすもんですけんね、私は、これは賛成していいかなて、個人的には思っております。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 小会します。

（午前11時29分 小会）

（午前11時30分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮り

いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（松永純一君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（公立保育所民営化等の進捗状況について）

○委員長（松永純一君） このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

それでは、公立保育所民営化等の進捗状況について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉

部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。大変お世話になります。

今回、所管事務調査として報告いたしますのは、公立保育所民営化等の進捗状況についてということでございます。詳細につきまして、松村こども未来課長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。お疲れさまです。（「お疲れさまです」と呼ぶ者あり）こども未来課、松村でございます。それでは、座りまして御説明させていただきます。

公立保育所民営化等につきまして進捗状況を報告させていただきます。

お配りしております資料、お持ちでございますでしょうか。こういった縦長の紙。先ほどの3法と同じときにあります。多分ついております。ちゃんと一緒についてます。（「あっ、これにありました」と呼ぶ者あり）はい、それでは御説明させていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、八代市立日奈久若竹保育園の廃園についてでございます。

まず最初に、日奈久校区の就学前児童数と園児数の状況を、表を載せております。平成17年度からの数字でございますが、その中で日奈久若竹保育園の園児数を見ていただきますとわかりますように、平成20年度から20名を下回り、年々少なくなってきており、日奈久校区全体の就学前児童数も減少傾向にあるところでございます。こういった状況を把握していただければと思います。

次のところに、日奈久若竹保育園廃園までのこれまでの経緯を示しておりますが、こちらにつきましてはこれまでも随時御報告をしており

ますので、全てについての説明のほうは省略させていただきますが、日奈久若竹保育園につきましては、平成23年5月の八代市立保育所民営化等計画におきまして廃園と位置づけ、地域や保護者の方との意見交換を行ってまいりました。その後、平成24年3月の計画見直しの決定を受け、平成24年8月に保護者と見直し内容についての話し合いを行いました。現在の園児数では年齢に応じた保育を行うことが難しいこと、特に、3歳以上児における集団生活の経験不足による育ちへの影響も懸念されることから、廃園に一定の御理解をいただいたところでございます。その後、ことしの2月に作成しました八代市公立保育園のあり方案におきましても、園児数が20名を下回り、近隣に受け入れ可能な認可保育所がある場合は廃園を行うこととしたことから、日奈久地域の市政協力員に廃園の説明を行い、御理解を得たところでございます。また、廃園の時期につきましては、当初は平成26年度末を予定いたしておりましたが、今年度の入園状況が6名となっており、また、来年度の入園予定者を聞きましたところ、3名になるということから、本年度をもつての廃園が望ましいと考えまして、再度保護者と協議をいたしましたところ、本年度末での廃園に合意をいただいたところでございます。

なお、今後の予定でございますが、2ページの下段のほうに記載しておりますが、跡地の活用方法につきまして、地域と一緒に検討を行っていくこととしているところでございます。

次に、北新地保育園の民営化について御説明します。資料のほうは、ページをめくっていただき3ページになります。

まず、北新地保育園があります文政校区の就学前児童数と園児数の状況を記載しておりますが、就学前児童数におきましては、合併後もほとんど変わっていない状況でありまして、文政校区3園の園児数の合計も200名程度と変わ

っていない状況が現在続いているところでございます。

このようなことを踏まえまして、北新地保育園におきましては、平成23年5月の民営化等計画におきましても、民営化と位置づけ、保護者や地域の方と意見交換を行ってきたところです。その後の平成24年8月の計画見直しの話し合いでも、施設の状況、昭和60年3月建設などから、民営化の方向で話し合いを行い、一定の御理解を得たところでございます。

そこで、今年度に入りまして、園児の入れかわりもありましたことから、再度民営化につきまして、5月に保護者に対して実施時期やその方法につきましての説明を行い、御理解をいただいたところです。あわせて、その日の夜には地域への説明会を行い、その場でも御理解をいただきましたので、平成27年度からの民営化に向けて作業を行うこととしたところでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、最後のページ、5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページに民営化後のスケジュール案というふうにしております。ことしの7月をめどに、保護者を含めました移管先法人選定委員会の委員を選任し、8月から移管先の選定条件の検討に入りたいというふうに考えております。その際には、選定条件の詳細につきまして、保護者の皆様を中心に話し合いを行い、その内容につきまして決定していきたいというふうに行っているところです。その後、年内に公募を行い、26年3月までに受託法人を決定するよう予定をいたしております。また、平成26年度は、移管に向けましての準備期間として、引き継ぎ保育の実施など、子供たちの不安解消に努めていきたいと考えております。

以上、公立保育園民営化等の現在の状況につきましての報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（松永純一君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 北新地の場合、これは建物はそのまま移管ですか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。今の公立保育園のあり方の中で、一応、土地建物につきましては有償譲渡を基本とするというふうになっておりますので、一応、金額等を出しました上で、建物について幾らにするのか、無償にするのか。前回、文政第二保育園で建物が無償、土地を有償とした経緯もありますので、そういったところも踏まえまして、——（「文政第二」と呼ぶ者あり）あっ文政第二保育園ですね、済みません。ですので、そちらのほうも踏まえた上で、検討した上で提示をしたいというふうに考えております。

○委員（福嶋安徳君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 念のため確認させていただきたいんですけど、今回の御報告に当たっては、当時の八代市がつくられた公立保育所の民営化計画によるものでなく、2月1日につくられた公立保育園のあり方に基づいて取り組まれているという認識でよろしいでしょうか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、そのように考えて進めております。

○委員（西濱和博君） はい、承知しました。
○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。
○委員（矢本善彦君） ちょっとよかですか。
○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。
○委員（矢本善彦君） 移管先の法人の選定委員、何名ぐらいで。
○こども未来課長（松村 浩君） はい。
○委員長（松永純一君） はい、松村課長。
○こども未来課長（松村 浩君） はい。現在8名を考えております。
○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。
○委員（矢本善彦君） どのような。
○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。
○委員長（松永純一君） はい、松村課長。
○こども未来課長（松村 浩君） 有識見者ということで、大学の先生を考えてます、1人。それと、あと、経理関係がわかるということで、税理士会の方の推薦を1人考えております。それと、保護者代表を2名、地域代表を1名。あとは、内部としまして、現在のところ副市長、健康福祉部長と、あと当該園の園長等を考えているところでございます。
○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。
○委員長（松永純一君） いいですか。
○委員（矢本善彦君） 頑張ってください。
○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、公立保育所民営化等の進捗状況についてを終了します。
（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）
○委員（上村哲三君） 委員長、健康福祉部にちょっとその他で聞きたいことがあるんですが、よかですか。
○委員長（松永純一君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありません

か。

○委員（上村哲三君） はい。
○委員長（松永純一君） はい、上村委員。
○委員（上村哲三君） はい。子宮頸がんワクチンの問題が今出てるんだけど、八代市の対応はどうなってますか。
○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
子宮頸がんワクチンにつきましては、先般、国のほうからですね、積極的な勧奨を控える。ただ、定期予防接種でございますので、接種自体は全く中止しないということです。

ですから、今、担当課では医師会のほうにお話しして、それと、学校関係にも、当然13歳から16歳までが対象ということですので、学校関係のほうに通知を出しましてですね、積極的な勧奨はしませんよと、市からですね。ただ、そのリスクとか、有効性とか、そういった御理解をいただいた上で、保護者と本人が納得した上で予防接種をする分には構いませんよということで。ただし、今までみたいに受けてください、どんどん受けてくださいという勧奨はしないということで、それは国からの通知がそういうふうに届いているということです。

（「しようなかもんな」と呼ぶ者あり）

○委員（上村哲三君） はい。
○委員長（松永純一君） はい、上村委員。
○委員（上村哲三君） 八代市じゃ、今、テレビでやっているようないろんな麻痺とか、いろんな形の事例は出てないですか。わからないだけですか。
○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。
○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
今の段階で、担当課からそういうふうな報告は聞いておりません。そういった症例があっていることは聞いておりません。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 確かにね、1が10に聞こえる、それが報道だろうけどですね、やはり実態があるということも事実、——いろんな、個々のワクチン接種を受けられた人たちのね、体の状態もあるでしょうけどね、やはり、多くの人がやっぱり、結構な率でああいう形が生まれるということをやったり私たちも心配するところよね。予算化して認めてですよ、やっていく中でね、やはり、行政がやはり主導したちゅうごた形が見られれば、私たちも何らかの責任が生まれてくるような気がしてですね。ただ、医師の判断によるとかですね、本人の責任によるとかいうことばかりでですね、捨て去られるような気持ちができるわけですよ。だけん、積極的な関与はしないということだけど、やはり根本的にもうちょっと見直さなければいけないのかなというふうな気持ちがずっとですけど、今の状態では、じゃあ、もう積極的に関与しないというだけで、行政のほうではそれだけなんですね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
以前、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンというのが24年度から実施したんですけども、それ以前に国の補助事業として実施したときがあるんです。そのときには、死亡事例というのがあります。何例か発症しまして。そのときには、国が一時的に中止しますよということでした。今回は、そういった副反応が発生しているんですけども、今回は一時的に中止するとかいうことは国は言ってきてません。積極的な関与といいますか、積極的な勧奨はし

ませんと。受けてくださいよという勧奨はしませんということですね。

ですから、あとはもう保護者と本人さんが、先ほど言いましたように保護者と本人さんがワクチンの有効性とそのリスク、こういったリスク、いつもいつもそういった副反応があるということでもないです、そういった、たまにはこういったリスクもあるけども、そういったことを理解した上で予防接種を受けられますかということ、これは、国のほうは通知を出しているということですね。

○委員（矢本善彦君） 学校の先生たちもきつかばい。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） どうぞ。

○委員（飛石順子君） それに対して。私もヒブ、小児用肺炎球菌、それから子宮頸がんワクチンを進めてほしいと言った本人ですから、私もああいう報道があったときに、八代は何かありましたかと一番に聞きましたら、今のところ全然問題は起こっていませんということで安心はしました。ただ、海外と日本を比較したときに、日本はワクチンの接種は非常におくれてると。子宮頸がんになる人が相当いると。だから、若いうちにワクチンをしてればいいんだということで、その効率がすごく大きいということですよ。ただ、あれだけテレビで報道されますとね、相当皆さんも萎縮されるのかなと思いますので、やっぱり健康なときに受けてもらいたい。ちょっと何か、体調がというときにはちょっと控えてもらいたいなど。まだ原因はしっかりつかめてないということではございましたので、そのあたりは保護者並びに本人に健康なときについて言うしかないのかなとは思ってます。

それと、あと1つ、私の先ほどの見守りのね、乳幼児の見守り事業のことでお聞きしましたけど、それは、生まれて最初、1回だけでし

よう。何回も来てもらえるわけじゃないですよ
ね。1世帯で、赤ちゃん。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。乳児ですので、当然ゼロ歳児の子供さんですので、基本的に1回。ただ、その中で異常が見られるとかいう場合には、当然、フォローしていくことに、乳幼児健診とかでもフォローしていくことになるということです。特に異常がなければ、することはないと思いますけどですね。

○委員（飛石順子君） はい、済みません。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 私も、何回もあつて
のか、ちょっとそのあたりが誤解しましたので、その触れ合い事業について。あら、と思ってちょっと聞いたんですけども、今の若い親は、すごく育児ノイローゼが強いんですね。やっぱり本だけ読んでとか、昔は地域のおばさんたちの援助があつて、なん、そんなのにはね、気にしなすなということではよかったけど、余りにも今の若い人たちは本で、テレビでという情報が過多ですからね、そういうのがありますので、民生委員さんや保健師さんあたりが行かれたら、すごく丁寧にそのあたりをフォローしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） ちょっとよかですか。

○委員長（松永純一君） はい。簡潔に。

○委員（福嶋安徳君） 簡潔に、はい。

先ほど、子宮頸がんの予防接種ですが、あれは今、継続して接種しておられる方は3回受ければいいということだそうですが、2回までしとる人は、あと、3回目をどういった形になるか心配な面もあつとですが、それはどぎゃんになりますか。

○委員長（松永純一君） はい、上田部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
先ほど言いましたけども、積極的な勧奨はしないということです。行政としてですね。

○委員（福嶋安徳君） 効果的にはどぎゃんですかね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
効果はもう当然、当然2回受けるよりも3回ということになっておりますので。ただ、保護者がやっぱり心配であれば受けないとかということになるかと思います。

○委員（福嶋安徳君） 2回までは何でもなかったつばってんな。

あと、もういっちょ。風疹の、今、大分出るとありますが、まだ八代には影響なかったか

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
風疹は今、定期の予防接種として実施しているのは、乳幼児だけですので、今、流行しているのはもう大人の人たち、特に男性の人たちがふえているということです。ただ、この間、八代の保健所の報告では、今、発症しているのは数例あったということです。全国で騒ぎになつとるような、そこまではないということです。ただ、今後、そういった、ふえてくれば、やっぱり大人に関しての、予防接種のそういった対策というのは、今後、必要になってくるかと思いますが。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） そういった、何ていいますか、ふえる前に、やっぱりこの予防対策ですたいな、そういうのもやっぱり予防しとく必要もあつとじゃないかなと思うんですけども。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

他市においては、単独で予算組まれまして、予防接種として実施しておられますけど、今、八代市ではその乳幼児だけの定期予防接種として実施していると。当然、その対象年齢は何歳から何歳までするのかというのは、莫大な、当然、予算が必要になってきます。その点についても、そういった今後の現状を見てからですね、検討したいと思います。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（福嶋安徳君） ぜひこの予防方法ですたいね、そういったのをやっぱりお知らせする必要があるですね、お願いしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） 以上のほか、当委員会の所管事務調査については何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び請願1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ちょっと小会します。

（午前11時52分 小会）

（午前11時53分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。どうもお世話になりました。

（午前11時54分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年6月19日

文教福祉委員会

委員長